

財務省第11入札等監視委員会

平成30年度第2回定例会議議事概要

開催日及び場所	平成31年1月10日(木) 四国財務局607会議室	
委員	委員長 藤本 邦人 (アローズ法律事務所 弁護士) 委員 安井 敏晃 (国立大学法人香川大学経済学部 教授) 委員 久保 誉一 (公認会計士)	
審議対象期間	平成30年7月1日(日)～平成30年9月30日(日)	
抽出案件	4件	(備考)
競争入札(公共工事)	2件	<p>契約件名：高松国税総合庁舎照明改修工事 契約相手方：株式会社パルックス(法人番号 4370001003861) 契約金額：16,200,000円 契約締結日：平成30年9月19日 担当部局：高松国税局</p> <p>契約件名：平成30年度楠上住宅1号棟ほか1棟外壁その他改修工事 契約相手方：株式会社馬場工務店(法人番号 9260001022050) 契約金額：31,730,400円 契約締結日：平成30年7月24日 担当部局：四国財務局</p>
随意契約(公共工事)	—	—
競争入札(物品役務等)	2件	<p>契約件名：高松サポート合同庁舎で使用する電気の調達 契約相手方：ミツウロコグリーンエネルギー株式会社 (法人番号 8010001067848) 契約金額：68,735,568円 契約締結日：平成30年9月25日 担当部局：四国財務局</p> <p>契約件名：年末調整関係書類の外部委託封入業務 契約相手方：日本郵便オフィスサポート株式会社 (法人番号 9010401091760) 契約金額：12,644,634円 契約締結日：平成30年9月5日 担当部局：高松国税局</p>
随意契約(物品役務等)	—	—
応札(応募)業者数1者関連	1件	※競争入札(物品役務等)の「年末調整関係書類の外部委託封入業務」に同じ
委員からの意見・質問、それに対する回答等	別紙のとおり	
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし	

意見・質問	回答
<p>【案件1】  「高松国税総合庁舎照明改修工事」  契約相手方：株式会社パルックス  （法人番号）4370001003861  契約金額：16,200,000円  契約締結日：平成30年9月19日  担当部局：高松国税局</p> <p>落札率が低くなっており、入札額は応札業者の間で開差があるが、理由を把握しているか。</p> <p>LED照明が発売され年数が経つが、今までに更新する計画はなかったのか。</p> <p>LED照明への移行は今後も行っていくのか。</p>	<p>落札率が低い理由について落札業者から聴取したところ、照明工事等の専門商社であること、仕入先との長年の取引で得た信頼関係があり年間購入数量が多いことからスケールメリットを生かして照明器具の仕入価格を低く抑えることができること、公共工事の実績作りのため通常工事よりも利益を圧縮していることで入札額を抑えることができたことが理由であった。</p> <p>なお、業界では照明器具の公共工事が活発であり、メーカーも継続的に照明器具の生産をしており流通在庫として常時ある程度のロットであれば品薄になることなく安価に入手できるようである。入札額の差はこのような企業努力の差と考える。</p> <p>高松国税総合庁舎内の事務室及び書庫については、平成20年に省エネタイプの蛍光灯に更新したところである。そのため今回は省エネタイプに更新していなかった部分について、LED照明へ更新する工事を行った。</p> <p>現在設置している省エネタイプの蛍光灯よりもLED照明の方が節電効果は高いため、将来的には更新していくことになると思われる。しかし、財務省の温室効果ガス抑制等のための実行計画では既存設備の有効利用の観点から、省エネタイプの蛍光灯は設置後15年経過したものを更新対象としているため、現状ではこの更新計画に従ったところで計画していく。</p>
<p>【案件2】  「高松サポート合同庁舎で使用する電気の調達」  契約相手方：ミツウロコグリーンエネルギー株式会社  （法人番号）8010001067848  契約金額：68,735,568円  契約締結日：平成30年9月25日  担当部局：四国財務局</p> <p>新電力会社の競争参加資格の等級はどのように決定されているのか。</p>	<p>各年度の競争参加資格審査において、会社の規模や営業の実績等により等級を決定している。</p>

【案件3】

「年末調整関係書類の外部委託封入業務」

契約相手方：日本郵便オフィスサポート株式会社  
(法人番号) 9010401091760

契約金額：12,644,634円

契約締結日：平成30年9月5日

担当部局：高松国税局

前年の契約価格はいくらであったか。

当初と比べて予定価格が増額しているが、どのような調整を行ったか。

毎年契約を行う業務であるなら、複数年契約を締結することはできないか。

年末調整関係書類以外に封入を委託する業務があるならそれらの業務と併せて契約してはどうか。

年末調整関係書類は必ず発送しなければならないか。

入札時期を早めることで応札業者数を増やすことは可能か。

【案件4】

「平成30年度楠上住宅1号棟ほか1棟外壁その他改修工事」

契約相手方：株式会社馬場工務店  
(法人番号) 9260001022050

契約金額：31,730,400円

前年と本年では封入書類や封入件数が異なるため単純に比較できないが、前年の契約価格は税抜価格で約1千万円である。

本件は、当初入札の入札額が予定価格を上回ったことにより落札とならず、後日改めて入札による調達を行った案件である。当初入札では、前年度の落札率を参考に予定価格を算定していたが当初入札の結果等を受けて、予定価格が市場価格に比べ低額であると判断し、落札率を用いた調整を行わなかった。

また、参考見積単価と前年契約単価を比較して上昇率を算出し賃金単価に乗じて予定価格の積算を行った。

年末調整関係書類の封入作業は特定の時期だけの業務である。複数年契約には国庫債務負担行為の承認が必要であり、現状では複数年契約に該当する業務ではないと判断している。

他の封入委託業務としては確定申告関係書類の封入業務があるが、封入件数の規模や時期が違うため併せての委託は難しい。

また、2業務分の封入書類を準備することは税制改正を反映した封入書類もあり、作業期間も限られているため難しいと思われる。

現在、年末調整関係書類については電子化を進めているが、電子化に対応していない事業者もあり、さらに手引等も封入しているため発送を行っている。

入札時期を早めることで応札業者数の増加も見込めるかもしれない。しかし、税制改正等に対応した封入書類は作成期間が限られているため時期を早めることは難しい。

契約締結日：平成30年7月24日

担当部局：四国財務局

(案件4については特に質疑事項は無し。)